

議第67号

スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

(三島市部設置条例の一部改正)

第1条 三島市部設置条例（昭和48年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「(3) スポーツ振興に関すること。
社会福祉部」

「(3) スポーツの推進に関すること。
社会福祉部」に改める。

(三島市スポーツ振興基金条例の一部改正)

第2条 三島市スポーツ振興基金条例（平成3年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市スポーツ推進基金条例

第1条中「振興に」を「推進に」に、「三島市スポーツ振興基金」を「三島市スポーツ推進基金」に改める。

(三島市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

第3条 三島市スポーツ振興審議会条例（平成4年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三島市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）」に、「第18条第2項」を「第31条」に、「三島市スポーツ振興審議会」を「三島市スポーツ推進審議会」に改める。

第2条中「法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、」を削り、「スポーツの振興」を「次に掲げるスポーツの推進」に改め、同条に次の各号を加え

る。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条に規定する補助金の交付に関すること。
- (3) その他スポーツの推進に関すること。

第4条を次のように改める。

(任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) スポーツに関する学識経験者
- (2) スポーツ団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

第8条中「スポーツ振興担当課」を「スポーツ推進担当課」に改める。

(三島市体育施設条例の一部改正)

第4条 三島市体育施設条例（平成16年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条第2項第2号中「振興」を「推進」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の三島市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定により委嘱され、又は任命された三島市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条の規定による改正後の三島市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定により三島市スポーツ推進審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同日における三島市スポーツ振興審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第2項の規定により三島市スポーツ振興審議会の会長又は副会長として定められている者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の条例第6条第2項の規定により三島市スポーツ推進審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

平成23年11月29日提出

三島市長 豊岡 武士